

令和7年度基本方針の進捗報告 (貯金者データ整備)

令和7年10月30日

令和7年度 貯金者データ整備の基本方針

令和7年度第1回運営委員会（5月14日）
資料 再掲（赤字部分は修正）

I. 目標

1. 到達目標（令和910年度末）

1年前倒し（※）

令和910年度末までに、

- 他業態と比較して遜色のないレベルである、要整備率ゼロを達成。
- その際に、~~整備指導の主体を、機構から行政庁及び系統上部機関へと移行。~~
~~機構・系統上部機関及び行政庁が、連携して一体的に整備を指導。~~

※ 効率的な検証方法の提供により、全体の作業時間の約4分の1を削減できることから、令和9年度末までの目標到達を前倒し（4年→3年）可能と判断。

2. 令和7年度の目標 略

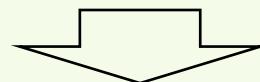
1. 「重点対応」の創設

取組の目標

- 立入検査と指導を連携して行う「重点対応」に新たに取り組むことにより、早期に改善を要する再整備率の高い組合の整備を促進。

具体的な内容・進捗状況

- 特に整備が遅れた組合には、検査班による立入検査と業務班による指導を連携させた重点対応を実施。令和7年度は、7組合（5農協、2信漁連）に実施予定。
- 重点対応では、
 - ・ 立入検査に先立ち、組合の担当者に対し複数回取組状況を聴取し、検査時の深掘りポイントを整理。



完了

「重点対応」の考え方を、抜本的に転換（10月）。

【理由】

- ① 農林水産省からデータ整備を早期に完了させ、他業態と遜色ない状態とするよう指導。
- ② 全体的な底上げを図るために、整備の遅れた組合への個別対策だけでは効果が限定的。
- ③ 全国や要整備件数の多い県域で、幅広く指導を実施し、効果を拡大する必要。

1. 「重点対応」の創設

具体的な内容・進捗状況

- ・特に整備の遅れている支店（所）に臨店検査を行い、窓口担当者等からも不備の原因などを聴取。
- ・検査期間中に組合が解決すべき組合固有の課題を明確化。
- ・課題を詳しく分析し、組合の整備計画（改善計画）策定を支援。
- ・その後の取組をフォローアップするため、課題の解決に向け当該組合用にカスタマイズされた指導を実施。

完了

- ・「優先して検証いただきたいパターン」（以下「優先検証パターン」）を作成し、全国説明会にて解説（10月）。

取組中・予定

- ・要検証対象等の多い県域等で、説明会を実施・指導（11月～）。
- ・整備の遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を行い、指導を実施（2月～）。

2. 要整備指標の一本化

取組の目標

- 組合等自らが整備状況を把握し、精度が高い整備を行える環境を整備し、全組合等を対象として整備の底上げを図る。

具体的な内容

- 現行は、コンピューターシステムの整備の歴史的な経緯から、三階建て（「疑義率」「再検証率」「機構再検証率」）となっている整備の必要性を示す指標を、「要整備率（仮称）」に一本化（令和7年11月取りまとめ分から）。
- このために、検証条件を最適化した新たなシステム（データ整備再検証システム（仮称））を配布（令和7年10月末）。

・進捗状況

取組中・検討中

- ・ 三階建てのシステムを一本化するに当たって、検証条件を慎重に検討中。

【理由】

① 現行の「疑義率」「再検証率」「機構再検証率」に係る検証条件の整理が必要。

② 「優先検証パターン」の導入による影響を勘案する必要。

- ・ 当面の効果測定には、現行の「再検証率」を引き続き使用。

- ・ 新システムは、令和8年3月末を目途に配布予定。

3. 整備手順の見える化

取組の目標

- 貯金者データの不備を是正するためのルール、作業手順等を文書に明確化し、役員等が率先して整備に取り組む態勢構築を後押し。

具体的な内容・進捗状況

- 組合等が要整備率を確実かつ効率的に低減するためのルール、作業手順等を文書に明確化。
- 上記のルール、作業手順等を組合等幹部（役員・金融担当部長）向けに発出し、組合等に徹底。

完了

- 効率的な整備を行うためのルール、作業手順等を見える化した「優先検証パターン」を完成（9月）。
- 農林水産省から貯金保険機構、都道府県、農林中央金庫宛通知発出（10月20日）。
- 貯金保険機構から都道府県、農林中央金庫ほか各系統機関宛通知発出（10月20日）。

12頁

8頁

9頁

4. 4年後の要整備率ゼロを目指したデータ整備指導の強化

具体的な内容・進捗状況

- 整備が先行する組合等への「一般対応」に加え、早期に改善を要する組合等への「重点対応」の二本建てで、組合等の状況に応じたデータ整備指導を実施。
- 複雑で分かりにくかった要整備指標を一本化・単純化し、データ整備再検証システム（仮称）により、組合等自らが整備状況を把握し、必要な整備に取り組める環境を整備。
- 効率的な整備を行うためのルール、作業手順等を見える化し、組合等にデータ整備の取組の重要性を徹底。

略（上記1.～3.と同内容）

5. 行政庁・系統との連携

取組の目標

- 3~4年後に要整備率ゼロの状態を実現し、データ整備指導の主体を機構から行政庁及び系統上部機関に円滑に移行するため、行政庁、農漁協系統、貯金保険機構が歩調を合わせて、前記4.の取組の前提として、並行して実施。

具体的な内容・進捗状況

- 金融調整課、水産経営課から都道府県や系統上部機関に対し、
 - ① データ整備の推進（特に犯収法に基づく本人確認（取引時確認）の徹底）についての指導文書の発出
 - ② 農林水産省の指導機関ヒアリングなどを活用したフォローアップの実施などにより、強力に意識付け。
- 都道府県及び系統上部機関に対し、重点指導や機構の説明会へ参加してもらい、指導ノウハウを共有・継承。

完了

- ・ 農林水産省から貯金保険機構、都道府県、農林中央金庫宛通知発出（10月20日）。
- ・ 貯金保険機構から都道府県、農林中央金庫ほか各系統機関宛通知発出（10月20日）。
- ・ 系統向けの全国説明会を実施（10月）。

取組中・予定

- ・ 都道府県向けの全国説明会を実施（11月）。
- ・ 県域等説明会を実施（11月～）。

※ 農林水産省は、定期的なヒアリングを実施中（9月～）。

1 貯金者データ整備の重点取組の全体像

現状と課題

- 農漁協の再検証率は、
他業態（ゼロ）に比較して
劣後
- 早期に整備を完了させ、
他業態と遜色ない状態
する必要

農林水産省

通知の発出

令和7年
10月20日付け

貯金保険機構

- データ整備の早期完了
- 効率的な検証方策の提示
- 農林中金と連携した確実な指導

農漁協系統

- 厳格な本人確認、正確なシステム入力
- 貯金保険機構から示された検証方策の実行
- 役員が責任をもって実行
- 貯金保険機構と連携し、整備状況に応じた指導

都道府県

- 様々な機会・手法を活用した管内農漁協への指導

連携して、
一體的に指導

農水産業協同組合

2 貯金保険機構の通知（10月20日付け）の主な内容

国の通知を受けて、貯金保険機構は、令和9年度末までを「重点取組期間」と位置付け、農漁協系統及び都道府県へ通知を発出

優先検証パターン

- 件数が多く、優先して検証すべきパターンを選択。
- 検証方策を思い切って簡素化・単純化した優先検証パターンを提示。

任意団体の特例

- 特に任意団体については、検証に時間がかかる。
特定パターンに限定した簡素なやり方を特例的に導入。

機構による重点対応

- 再検証率が劣後し検証を要する任意団体が多い県域等に対し、
当該県域等の特徴に応じた有効なやり方を提示。
- 当該県域等のうち、整備状況が劣後する組合に対する立入検査・資料徴求を実施。

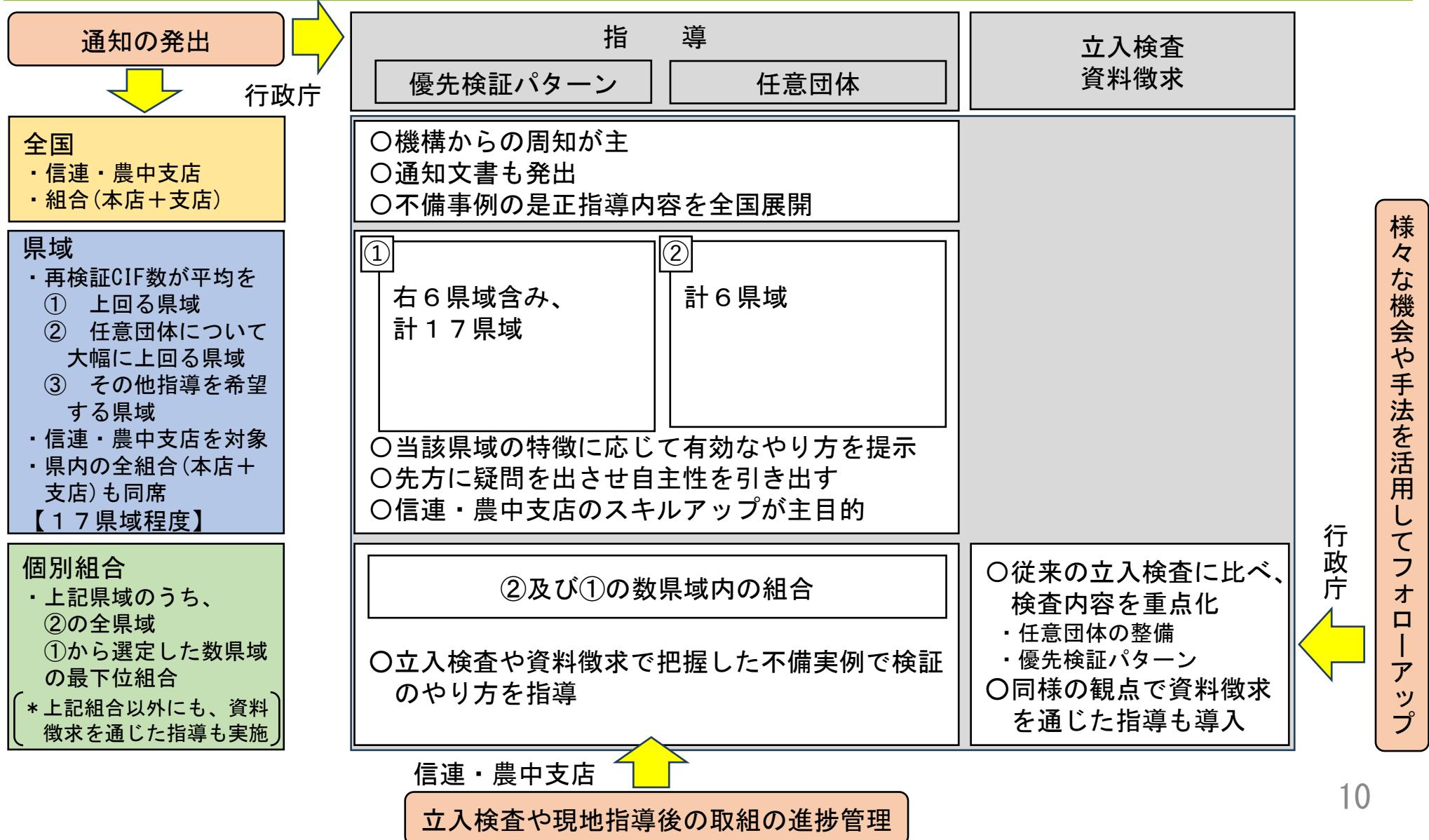
役員の率先実行

- 担当職員任せにせず、役員が率先実行。

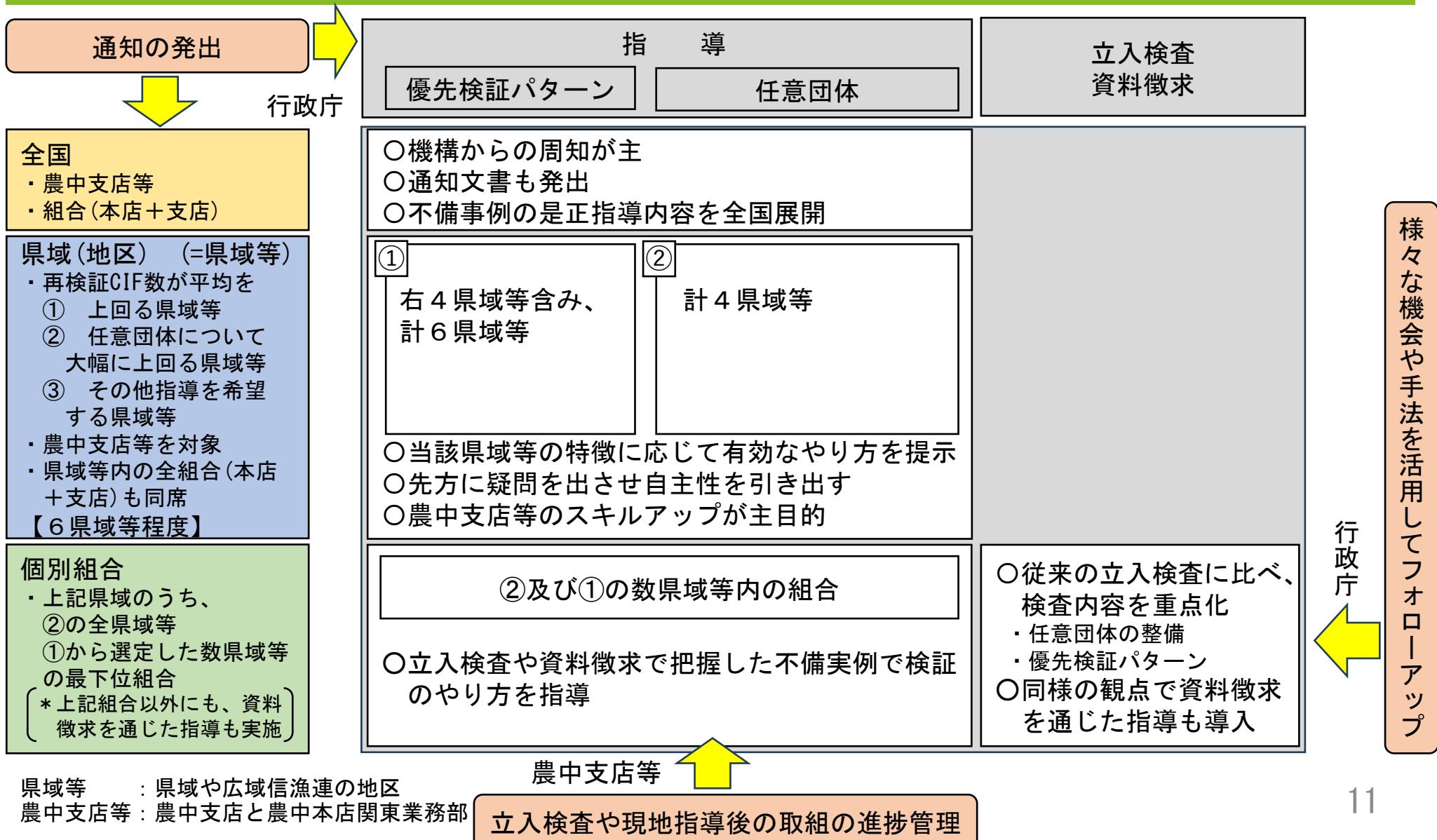
関係機関の連携

- 行政、農漁協系統、貯金保険機構が歩調を合わせて、様々な機会
及び手法を活用して一体的に指導。
- 都道府県のオフサイト・モニタリングや必要に応じて
常例検査などによる検証を通じた管内組合への指導。
- 信連・農林中金による再検証率などの状況を的確に捉えた、
管内組合等への指導の徹底。

3(1)当面の進め方（農協系統）



3(2) 当面の進め方（漁協系統）



4 (1) 「優先検証パターン」の例

① 疑義の発生しやすいものから一斉取組を促すパターン

「優先して検証いただきたいパターン」
(令和7年10月)より抜粋



1. 個人

(1) 「カナ氏名」の検証フロー

【疑義項番9、11】 貯金保険機構



項目番号	検証システム		検証すること	検証資料	検証結果	やるべきこと
	抽出目的	抽出条件				
①	i) JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言（屋号など）が付加されても、名寄せは個人名で行う ↓	・JASTEM上の顧客氏名が個人名としては長い（カナ13文字以上） 例) ① 【JASTEM】 ヤマダ ショウテンヤマダ タロウ 【個人名】 ヤマダ タロウ	・JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されていないか確認	原則不要 【個人名が判別できない場合は、運転免許証などで確認】	① JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されている場合 例) 【JASTEM】 ヤマダ ショウテンヤマダ タロウ 【個人名】 ヤマダ タロウ	・「名寄せ用氏名管理一覧表」に個人名を入力 例) ヤマダ ショウテンヤマダ タロウ ⇒ヤマダ タロウ
②	ii) JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されていることがある ↓	② 【JASTEM】 ジ ヨンパ トリツクゲ ラント 【個人名】 ジ ヨンパ トリツクゲ ラント			② JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されていない場合 例) 【JASTEM】 ジ ヨンパ トリツクゲ ラント 【個人名】 ジ ヨンパ トリツクゲ ラント	・検証システムに確認済であることを入力

【農協系統】再検証件数：16千件 総再検証件数に対するシェア：10.7%

【漁協系統】再検証件数：2千件 総再検証件数に対するシェア：12.2%

4 (2) 「優先検証パターン」の例

② 効率的な検証が可能となるよう手順まで踏み込むパターン

「優先して検証いただきたいパターン」
(令和7年10月) より抜粋



3. 権能

(1) 「人格区分」の検証フロー

【疑義項番18】 貯金保険機構



項目番号	検証システム		検証すること	検証資料	検証結果	やるべきこと
	抽出目的	抽出条件				
⑨	i) 名寄せは人格区分ごとに行う 	・ JASTEM上の顧客名称に、法人であると疑われる特定の文言（「商工」など）が含まれる	・ 法人登記されていないか聞き取りで確認	不要	⑨ 法人登記されている場合 ⑬ 法人登記されておらず、権能である場合 ⑭ ・連絡が取れない場合 ・調査拒否の場合	⑩～⑫へ進む ※ 検証システムに確認済であることを入力 ・「データ整備不可能貯金者一覧表」に確認結果を入力
⑯	ii) JASTEM上の顧客名称に、法人であると疑われる文言（「商工」など）が含まれることがある 	例) ⑬ 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウシヨウカイ 【登記】 -				
⑰	iii) JASTEM上の顧客名称が ii) のような団体は、人格区分が権能ではなく、法人の可能性がある 	⑩ 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ 【登記】 ユウラクチヨウシヨウカウカイ	・ JASTEM上の顧客名称が、登記上の法人名称とのおりとなっているか確認	登記事項証明書	⑩ JASTEM上の顧客名称が、登記上の法人名称とのおりとなっている場合 例) 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ 【登記】 ユウラクチヨウシヨウカウカイ ⑪ JASTEM上の顧客名称が、登記上の法人名称以外の名称となっている場合 例) 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウ 【登記】 カ) ユウラクチヨウシヨウカウ	・ JASTEMの人格区分を法人に修正 ※設立年月日の誤りが多いので、併せて要確認。登記事項証明書の会社成立年月日と異なっている場合は修正 1) JASTEMの人格区分を法人に修正 2) 「名寄せ用氏名管理一覧表」に登記上の法人名称を入力 例) ユウラクチヨウシヨウコウ ⇒カ) ユウラクチヨウシヨウカウ ※設立年月日の誤りが多いので、併せて要確認。登記事項証明書の会社成立年月日と異なっている場合は修正 ・「データ整備不可能貯金者一覧表」に確認結果を入力
⑫		⑪ 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウ 【登記】 カ) ユウラクチヨウシヨウカウ			⑫ ・提出拒絶の場合 ・提出を応諾するも提出しない場合	

【農協系統】再検証件数：41千件 総再検証件数に対するシェア：27.4%
【漁協系統】再検証件数：2千件 総再検証件数に対するシェア：12.8%

☞データ整備不可能貯金者の判断基準等は、「貯金者データ整備に係る自己点検マニュアル(令和2年1月)」P11～13を参照